

平成 29 年 6 月 20 日

各事業所の長 様

京都市保健福祉局  
障害保健福祉推進室  
〔在宅福祉担当 古川, 山田〕  
〔TEL: 222-4161〕

## 京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業について

日頃は、本市の障害保健福祉行政の推進に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

本市では、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする障害者や障害児の支援体制の確保を図ることを目的に、平成 29 年 6 月から、介護職員等（介護の業務に従事する者）が医療的ケアを行うために受講が必要な喀痰吸引等研修のうち、第 3 号研修にかかる経費の一部を補助する制度を開始します。（下記参照）。

障害福祉サービス事業所の皆様におかれましては、医療的ケアの必要な障害者及び障害児へのサービス提供が適切に行われるよう、この制度を御活用ください。

### 記

#### 1 制度の概要

##### (1) 補助対象者

京都市が指定する以下の障害福祉サービスを行う事業者

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅介護</li><li>・重度訪問介護</li><li>・同行援護</li><li>・行動援護</li><li>・重度障害者等包括支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活介護</li><li>・短期入所</li><li>・自立訓練</li><li>・就労移行支援</li><li>・就労継続支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・共同生活援助</li></ul>

##### (2) 補助対象となる研修

次のいずれにも該当する研修とする。

ア 特定の者を対象とする第 3 号研修の基本研修又は実地研修

イ 補助対象者が京都市内の事業所に所属する職員に受講させ、修了させるもの

ウ 京都市が支給決定を行う障害者（児）（施設入所支援を支給決定されている者を除く。）に対し喀痰吸引等を行わせることを目的とするもの

##### (3) 補助対象経費及び補助金額

補助対象者が費用を負担したもののうち、次に掲げるものとする。

補助対象経費	補助金額
研修受講料、事務手数料、テキスト代 その他これらに類する費用	以下のいずれか低い額 ・合計額の 2 分の 1 に相当する額 ・ 12,000 円
研修指示書の作成料	以下のいずれか低い額 ・研修指示書作成に係る料金 ・ 3,000 円

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

## 2 補助金申請の手続き

### (1) 喀痰吸引等研修受講実施計画書の提出（随時受付）

制度の利用を希望される場合は、第3号研修受講申し込み前に、以下の書類を提出してください。

提出書類	
1	京都市喀痰吸引等研修受講支援事業実施計画書（第1号様式）
2	補助対象経費の内訳が分かる資料 （研修受講料、事務手数料、テキスト代、研修指示書の作成料など）

※ 京都市喀痰吸引等研修受講支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）は、2部作成してください。1部は、補助金交付申請時に御提出いただきます。

※ 上記の書類のほか、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

※ 補助金の申請を行うまでの間に、実施計画書に記載した登録研修機関名又は受講期間が変更となった場合は、変更後の内容を記載した実施計画書を再提出してください。

### (2) 補助金交付申請

認定特定行為業務従事者認定証の交付及び登録特定行為事業者の登録が済み次第、速やかに次に掲げる書類を提出してください。

提出書類	
1	京都市喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付申請書（第2号様式）
2	喀痰吸引等研修受講実施計画書（上記（1）の提出時と同じもの）
3	研修受講を修了したことを証明する書類
4	認定特定行為業務従事者認定証の写し
5	登録特定行為事業者として京都府知事の登録を受けたことが分かるもの
6	補助対象経費について登録研修機関又は医療機関が発行する領収書の写し
7	京都市内の事業所に研修を受講した職員が所属していることが分かるもの
8	喀痰吸引等を受ける障害者（児）の福祉サービス等受給者証の写し

※ 3、4及び8の書類は、研修受講後に対象となる障害者（児）が死亡した場合、当該障害者（児）の死亡を確認できる書類を添えて代わりとすることができます。

※ 上記の書類のほか、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

※ 申請をした者は、補助金交付決定を受けるまでの間に当該申請の内容が変更となった場合は、その旨を御連絡ください。

※ 補助金の申請をしてから60日以内に補助金交付の可否を通知します。

### (3) 補助金の請求

交付額決定通知書を受領後、受領日から起算して30日以内に、補助金の請求書を提出してください。

提出書類	
1	請求書（第3号様式）
2	振込口座報告書（第4号様式）

### (4) 提出方法

可能な限り郵送で提出してください（持参も可）。

(5) 書類の提出先及び問い合わせ先

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

郵便番号：604-8571

住 所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-4161 fax：075-251-2940

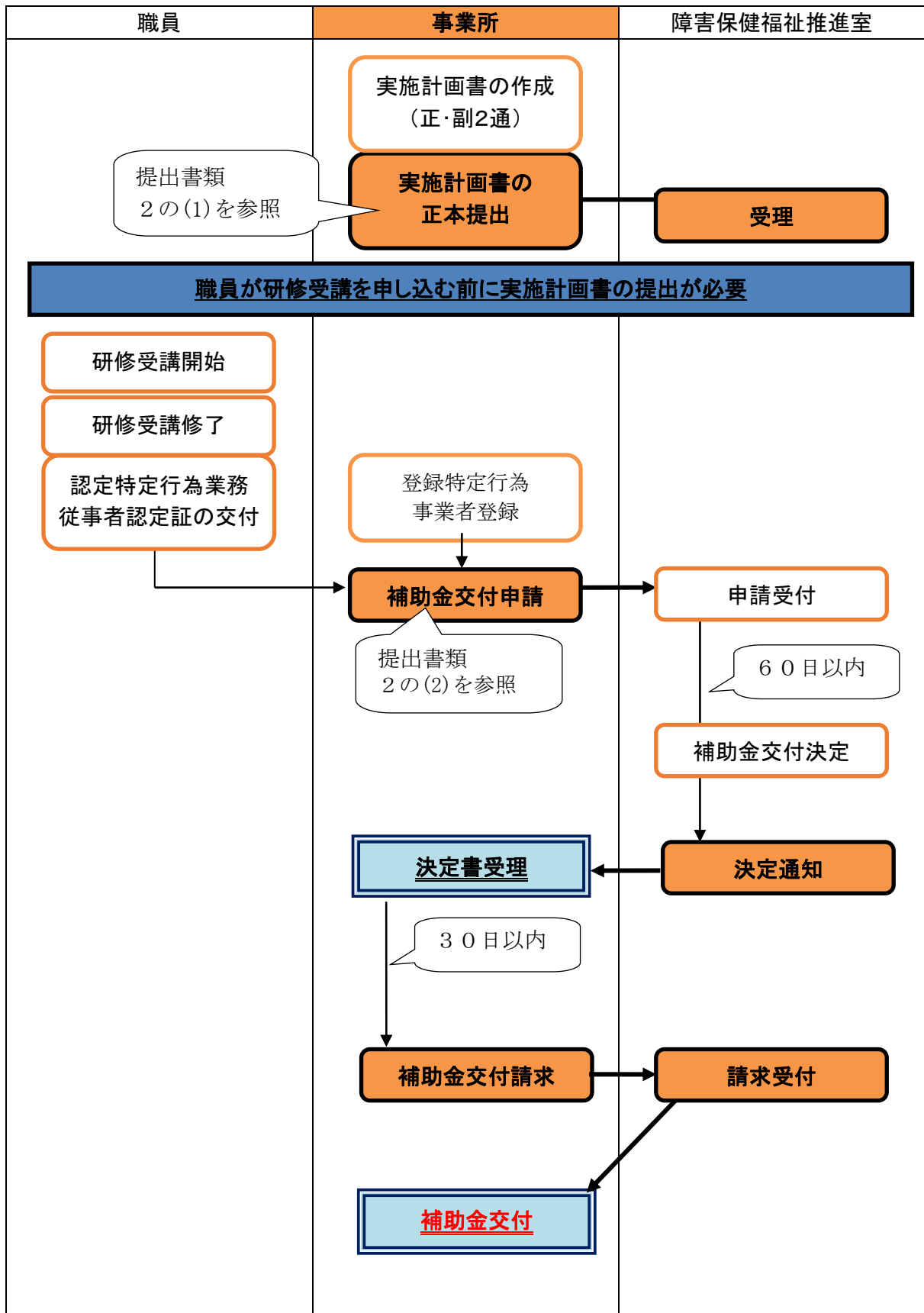
e-mail：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)

※ 障害福祉サービスによって、担当が異なります。

以下の表を御参照ください。

障害福祉サービス	担当
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 居宅介護</li><li>・ 重度訪問介護</li><li>・ 同行援護</li><li>・ 行動援護</li><li>・ 重度障害者等包括支援</li></ul>	在宅福祉第一担当（担当：古川，山田）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活介護</li><li>・ 短期入所</li><li>・ 自立訓練</li><li>・ 就労移行支援</li><li>・ 就労継続支援</li><li>・ 共同生活援助</li></ul>	施設福祉担当（担当：藤原，胡桃）

補助金申請から補助金交付の流れ



## 喀痰吸引等研修とは

介護職員等が、一定の条件のもとに以下の医療的ケアを実施するため受講する研修です。

喀痰吸引…口腔内，鼻腔内（いずれも咽頭手前まで），気管カニューレ内部  
経管栄養…胃ろう又は腸ろう，経鼻経管栄養

喀痰吸引等研修には、以下の研修の種類があります。

研修	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内	鼻腔内	気管カニューレ内	胃ろう・腸ろう	経鼻経管栄養
1号	不特定多数	○	○	○	○	○
2号		△	△	△	△	△
3号	特定	必要な行為についてのみ実施				

京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業において、補助対象となるのは、**第3号研修**のみです。

## 認定特定行為業務従事者認定証とは

喀痰吸引等研修を修了した介護職員等に対し、京都府が交付するものです。介護職員等が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するには、喀痰吸引等研修を受講し、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。

## 登録特定行為事業者とは

喀痰吸引等研修を修了し、「認定特定行為業務従事者認定証」を持っている介護職員に、喀痰吸引等を行わせる事業所として、京都府に登録している事業所をいいます。

「喀痰吸引等研修」、「認定特定行為業務従事者認定証」及び「登録特定行為事業者」について、御不明な点等がありましたら、京都府にお問い合わせください。  
また、京都府のホームページにも詳細が掲載されています。

### 【問い合わせ先】

- 第1号・第2号研修に関すること
- 認定特定行為業務従事者認定証及び登録特定行為従業者に関すること  
京都府健康福祉部介護・地域福祉課  
電話番号 075-414-4672
- 第3号研修に関すること  
京都府健康福祉部障害者支援課  
電話番号 075-414-4598

## Q & A

	Q	A
1	職員個人が費用負担して受講する場合も補助対象となるのですか？	事業所が費用を負担して、所属職員に研修を受けさせる場合のみ補助対象となります。
2	既に登録特定行為事業者として登録されている場合は、補助対象者とはならないのですか？	補助対象者となります。
3	基本研修のみを受講する予定の職員がおります。この職員の基本研修に係る費用は補助対象となりますか？	補助対象となりません。
4	基本研修を終えている職員がおります。この職員が実地研修を受ける場合、補助対象となりますか？	実地研修に要する費用のみ、補助対象となります。
5	同じ職員が何度も申請できるのですか？	支援対象の障害者が異なる場合には、何度でも申請は可能です。この場合、実地研修に要する費用が補助対象となります。
6	京都市外の事業所が申請することは可能ですか。	補助対象者は京都市内の事業所に限定させていただいております。また、京都市内の事業所であっても対象者が京都市から支給決定を受ける障害者（児）でなければ補助対象となりません。
7	京都市外の研修機関を利用する場合でも補助対象となりますか？	補助対象となります。
8	申請時に必要な、職員が所属していることので分かるものとは具体的に何ですか？	雇用契約書（写し）や職員証のコピーを想定しています。
9	実施計画書提出後に、研修受講者が増えた場合、どのように手続をすればよいのですか？	補助の対象外です。 研修受講者が増えた場合は、研修を申し込む前に、実施計画書を再提出してください。
10	登録特定行為事業者の登録とはどのように行うのですか？	京都府健康福祉部介護・地域福祉課にお問い合わせください。また、京都府のホームページにも詳細が掲載されています。 (075-414-4672)
11	喀痰吸引等研修とはどのような内容ですか？また、申込方法等を教えてください。	研修の開催、募集要項については、随時WAMNET京都府ページに掲載されます。各研修の問い合わせ先は、以下のとおりです。 第1号・第2号研修 京都府健康福祉部介護・地域福祉課 (075-414-4672) 第3号研修 京都府健康福祉部障害者支援課 (075-414-4598)

医療的ケアを提供するまでの手続きの方法等については、京都市情報館に掲載している、京都市障害者自立支援協議会医療的ケア部会で作成した、「**障害のある方の医療的ケアの進め方（平成27年6月）**」を御参照ください。